

國學院大學学術情報リポジトリ

The Significance of Western-Style Drills among the Shinsengumi at the End of the Tokugawa Shogunate

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2023-02-05 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: Yoshioka, Takashi メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/00000560

幕末期新選組における洋式調練の意義

吉岡 孝

はじめに

今日の明治維新政治史研究においては、薩長などの西南雄藩を基軸にした長く続いた視角は相対化されている。以前は主要な検討対象から外されていた会津藩も、一會桑権力の中核として十分意識されるようになった。この分野の第一人者である家近良樹は、会津藩を同権力の中心とした^①。そして同藩の特徴の一つを京都での軍事力としたことから、会津藩が建築を担当した楠葉台場に着目した研究などが進展した^②。そこから窺われる

会津藩の姿は、武士道に殉じたといった通俗的なイメージと異なり、先進的な西洋の軍事技術を貪欲に吸収していくものである^③。

このような動向のなかで一貫して無視されているのが新選組の軍事力である。よく知られているように公儀直属の浪人結社であった新選組は、京都守護職であった会津藩が預かっていた。つまり会津藩の外郭団体として位置づけることができる。専門家は新選組の研究を忌避する傾向にある^④。これはあまりにも「稗史」のなかで語られ過ぎたためであろう。しかし上記のような問題意識に鑑みれば、新選組に関する研究史の不在は、一會桑

権力における会津藩の性格や畿内軍事空間を考察する上での障害になる。好き好んで研究史を空白にするなど愚かなことである。そのため本稿ではあえて新選組を取り上げ、その洋式武装化の実態を明らかにしたい。この点は大石学の先駆的な業績があるが、まだまだ不十分である。^④まず会津藩における洋式武装化の実態についてみてみよう。

第一章 会津藩における洋式武装化の実態

会津藩主松平容保が新設された京都守護職に就任したのは文久二年（一八六二）閏八月一日のことであった。それ以前は彦根藩井伊家が「京都守護」の伝統を主張してきた。^⑤これは実質を伴わない「由緒」であったが、安政元年（一八五四）四月に老中首座阿部正弘が彦根藩に「京都守護」を心得るように申し渡しているのので、この時から実質が伴うようになった。しかし彦根藩主であった井伊直弼が主導した安政の大獄に対する反省から、文久二年閏八月に彦根藩の「京都守護」は廃止され、彦根藩は兵を京都から退き、代わりに会津藩が京都守護職に任命されたのである。通常は彦根藩の「京都守護」は正式な役職とはされず、京都守護職は京都所司代就任を資格上の理由で断つ

た容保のために新設されたものと理解されている。容保は慶応三年（一八六七）一二月九日の王政復古の大号令で京都守護職が廃止されるまでこの職に留まったので、事実上京都守護職は容保一人のものである。元治元年（一八六四）二月一五日に容保は軍事総裁職に転じ、代わって松平春嶽が同職を務めているが、同年四月七日に容保は京都守護職に復帰している。

なお容保は文久二年五月三日、幕府から幕政参与を命じられている。このことが京都守護職就任の布石になったことは明らかである。容保が幕政参与に命じられた一因として「軍事的に秀でた存在と認識されていた」ことがあったと指摘されている。^⑥

文久二年一二月一六日、容保に先立って京都に先行していた会津藩士は、武家伝奏野宮定功に呼び出され、「摂海防禦行届帝都御気遣之筋無之哉御尋、且淀川登来之節打止手配方并山城国京師口々神崎川未要害」について検討するように指示される。^⑦このように「摂海」（大阪湾）を外国勢力から防衛し、「帝都」（京都）を守護することは、朝廷が会津藩に期待した最重要課題だったのである。そのためには淀川水系から外国勢力が攻め上ってきた時にどう防ぐかなどを朝廷は危惧していた。このような動向が会津藩による楠葉台場建設に繋がっていく。逆

にいえばもし会津藩に「帝都」防衛能力がないと朝廷が認識すれば会津藩の政治的地位が下降するのみならず、公武関係に大きな支障が出る。会津藩にとって軍事力の増強は喫緊の課題であつた。

では会津藩はどのようにしてその課題を果たそうとしたのか。この藩は長沼流兵学で知られ、その訓練の様子は天覽され好評を博した。しかし幕末期にあつては長沼流のような伝統的軍学では実戦的ではないとの自覚がこの藩にはあつた。このことは楠葉台場の研究史からも明らかであるが、西洋兵学に対する志向は強かつた。文久三年二月二十八日に「ミニウケヘル筒」(ミニエー銃、前装施条銃の総称)を張り立てる計画を進めていたことが判明する。このために職人も召し抱えることになつてゐた。この計画は老中水野忠精の耳にも入つており、水野の家臣岩崎彦右衛門は会津藩士黒河内勇右衛門との会話でこのことを話題にしている。会津藩の西洋銃への関心は広く知られていたのである。しかし次の史料で明らかかなように西洋銃を普及させることはなかなか困難であつた。

【史料一】

以手紙申達候、今般惣鉄砲之御吟味有之二付而ハ、爰元惣人数へ配賦致候へハ、千三百挺余ニ有之、其余稽古筒替筒

等迄ニハ、不少挺数ニ相成候義ニ候処、西洋銃之義未夕足輕へも全不行渡振合ニ而、何共行当候次第ニ有之、仍而爰元有合之火繩筒数千挺有之由ニ付、右之内式千挺御拜借、事ニより候而ハ管打ニ直し、相用候而も可然哉と御願被差出、御差図ニハ不相成候へ共多分可調様子ニ有之、併是ハ火繩筒之事ニ而、一時二管打ニ直候様ニ者必至と不相成、万一ノ節之替筒と見込置、江戸会津ニ而張立之ミニウ筒少しも早ク出来、一統へ行渉り候様致度事ニ而、夫々出精張立居候事ニハ可有之候へ共、此上果敢行ニ相成候様、且又望ニより候而者、是迄有来り之和銃管打ニ直相用候も可然哉ニ候間、何れニも急ニ出来候様、筋々へ被申聞候義宜被取計、何月頃迄ニハ何程位出来候と申見込、急々可被申越候、以上

十月八日(元治元年)

西郷文吾
内藤近之助
一瀬要人
神保内藏助

高橋外記殿

田中土佐殿

一瀬勘兵衛殿

井 深 茂右衛門殿
上 田 一 学 殿

この【史料一】は京都詰家老神保内藏助等から、会津詰家老高橋外記等に充てた書状である。それゆえ「爰元」とあるのは京都である。京都の会津藩の惣人数に鉄砲をすべて渡すすると一三〇〇挺余になる。稽古用や予備まで入れれば、もっと多くなる。そして西洋銃は足輕にまだすべて行き渡っておらず、行き詰まっている次第である。ここからは西洋銃を普及させたのがそれができていない苦渋を読むことができる。そのため次善の策として京都で数千挺余っているという火繩銃の内、二千挺を拝借するという考えが示されている。拝借先は公儀しか考えられない。拝借に当たっては火繩銃を「管打」に直すことも願い出るとしている。これは雷管式への改造を指しているのではないだろうか。これで使用がデリケートな火繩銃の取り扱いが平易になると考えていいであろう。しかし火繩銃の改造は一時に大量に行なうことはできず、万一の時の予備と見込んである。少しでも早く江戸と会津で作製している「ミニウ筒」を一統に行き渡そうにして欲しいという内容である。後の第二次長州征討において長州藩諸隊が装備したミニエー銃を、当該期の会津藩が広く行き渡らせたいという希望があったことは

指摘しておきたい。

ではこの西洋銃不足は解消されたのであろうか。【史料二】は戊辰戦争の開戦を翌々月に控えた慶応三年（一八六七）一月のものである。¹¹

【史料二】

宰相様板倉様へ御直談被遊候処、今日御呼出に付罷出候得は、御用人田那村勘兵衛を以、別紙御渡に相成候旨、小野権之丞申出候事、

十一月廿一日

洋銃二ツハント、或は三ツハント、何れも剣付相揃候御品に而五百挺、当分之内拝借仕度、若右之通不相揃候は、御練合相成候丈ケ、拝借仕度奉願候、

十一月

御差図、

当分之内三ツハント、英国ミニエー銃五百挺、御貸渡相成候間、請取方之儀、御銃砲玉薬奉行可相談候事、

【史料二】によれば、「宰相様」、つまり容保は直々に老中板倉勝静に西洋銃の拝借を願い出たのである。「二ツハント、三ツハント」は、どちらもイギリス製のエンフィールド銃（ミニエー銃の一種）を指している。そのエンフィールド銃五〇〇挺

の拝借を公儀に願ったのである。一月二一日に板倉の御用人に呼び出された会津藩公用方小野権之丞は、「三ツハント」五〇〇挺の拝借が許可されたことを告げられた。

また会津藩はこれ以前にミニエー銃よりさらに性能の高い元込施条銃の購入も計画していた。佐久間象山に師事した兵学者山本覚馬等がプロイセン人「カルレイマン」と交渉して「新発明之元込銃」千挺を五千両で注文している。最終的には慶応三年二月一〇日に家老田中土佐が「カルレイマン」と会い、購入を決定したようである。興味深いことだが、会津藩は漆の実二升を贈っている。漆器は会津の名産品であり、輸出品としては最適である。優れた商才といふべきであろう。

以上のような事例から会津藩は軍備に関して頑迷ではなく、新式の洋式銃を希求していたことは明らかである。しかし時期を失した感は否めない。エンフィールド銃にしても新式元込銃にしても鳥羽伏見の戦いには間に合わなかったと思われる。そもそも新兵器には慣熟訓練が必要だから、実戦直前の導入では有効に使用できなかったはずである。

思うに慶応三年末における新式銃の大量入手計画は京都守護職として入京した文久二年末から意識されつつづけていたミニエー銃配備計画が進捗しなかったことの表れなのではないだろうか。そう考えるとその理由が問われなくてはならない。

勿論理由は様々であろうが最大のものは藩財政上の理由ではないだろうか。「京都守護職務の費用は藩財政を賄ったものであった」との庄司吉之助の言葉に代表されるように京都守護職の職務は財政を圧迫した¹³⁾。近年の研究により会津藩の財政状況について触れておこう¹⁴⁾。京都守護職就任以前は会津藩の領知は二・三万石であった。文久二年の京都守護職就任時に役知五万石を山城・河内・近江国で与えられた。しかし近江国神崎・蒲生郡一万九五〇〇石は引き渡しが遅れ、結局この分は慶応元年に河内・播磨国に割り当てられた。そして文久三年一〇月にはそれまで預り地として会津藩が支配していた陸奥国会津・大沼郡五万石が「御役知之格」として認められた。会津藩領に隣接し「南山御蔵入領」といわれていた地域である。また元治元年（一八六四）二月には、役知ではなく加増として越後蒲原郡で二万五千石、和泉国で一萬石、近江国で一萬五千石が与えられた。つまり京都守護職就任後、役知一〇万石、加増五万石の合計一五万石が与えられたのである。これらの土地からは年平均二〇万両以上を藩は獲得した。また新しく会津藩に支配された畿内の村々は、助郷免除を会津藩に要求する代わりに人足・金銀を藩に供給し、互酬的關係を構築したとされる¹⁵⁾。しかしそれ

でも会津藩の財政は悪化していった。元治元年・慶応元年の京都における経費は年平均三〇万両にも達した。「幕府の援助と大坂町人よりの借財のどちらかが途切れれば崩壊するという、きわめて厳しい状況であった」。このような財政状況では高額なミニエー銃の配備が浸透しないのも当然といえるであろう。

しかしそれだからといって拱手して事態を静観するわけにはいかない。先の火縄銃の改造のように最善が無理な場合は次善を追求するのが現実的な政治である。この点会津藩は柔軟に対応したといえる。本章では会津藩にとって京都を守護する軍勢力を維持するのが畿内統治の正統性といえることを先ず確認した。しかしその洋式軍事化は藩の自覚にも関わらず停滞した。新選組の洋式化はこのような視点から位置づけるべきであろう。

第二章 新選組における慶応元年前期までの状況

周知のように新選組の前身は幕府が創設した浪士組である。京都詰の家老田中土佐が国元に出した文久三年三月二五日付書状によれば、浪士組は江戸に帰っていったが、二四人は京都に残留した。老中から「尽力報国有志之輩有之趣ニ相聞、右等之者ハ一方之御固も可被 仰付候間 御名弔手ニ引纏差配可被

致」との命令を受けた会津藩では三月一五日に彼らと会い、差配することにした¹⁶⁾。これが後の新選組である¹⁷⁾。

では新選組はいつから洋式訓練を始めたのであろうか。結成当初は洋式訓練が行なわれたとは思えない。それは当時の新選組のリーダーである芹沢鴨の性格である。文久三年六月六日、浪士惣代である芹沢鴨と近藤勇の二人は容保に建白書を提出している¹⁸⁾。ここでは「近年西洋学流布いたし、追々盛ニ相成」との現状認識が示され、「殊ニ報国忠誠之志ある輩之外ハ、彼(西洋諸国)を欽慕する風習と相成候義ニ御座候、然ハ近来諸蛮夷、我神州之夷学に馴れ、夷俗ニ移り候時を窺ひ、神州を軽侮いたし、屢々来て通商を乞ひ、遂に御国難と相成候」と、まるで西洋の学問を行なう人間が尽忠報国の士ではなく、売国奴であるかのように罵っている。この建白書の結論は「西洋諸道之学悉皆被為廢止候」と西洋諸国の学問の全面的廃止を願っている。芹沢鴨は天保三年(一八一三)に常陸国芹沢村の郷士の家に生まれ、神主である下村家に養子に入った人物である¹⁹⁾。水戸藩尊王攘夷激派として活動し、浪士組に入った。初期の新選組では近藤勇とともに浪士惣代を務めているが、序列は明らかに近藤より上である。近藤はこの時期多分に芹沢に心酔していたようだが²⁰⁾、彼は後に蘭方医であった松本良順と親交を結び、後論

で触れるように新選組の洋式化を推進した人物である。上記のような主張とは馴染まない。西洋の学問の廃止は芹沢の主導と考えていいであろう。

そして芹沢について見逃せない事実を八王子千人同心井上松五郎が指摘している。彼は文久三年四月一七日に京で新選組副長土方歳三や弟である井上源三郎・沖田総司等に会っているが、「水・会、私一その取計二相成兼候」とその感想を日記に記している。⁽²⁾ 水は芹沢を指しているとすれば、会津藩と対立していたことになる。少なくとも先述したように西洋の学問を応用して台場や洋式銃を作ろうとしている会津藩にとつては、芹沢の主張は京都守護の基本的方針に抵触する暴論であり、「帝都」防衛という支配の正統性を揺るがす意見としか思えなかったであろう。とにかく芹沢が新選組のリーダーである内は、新選組が洋式訓練をすることはあり得なかったであろう。芹沢は文久三年九月に死去。では彼の死後に洋式訓練は開始されたのであろうか。

徳川慶喜は元治元年（一八六四）三月二五日に將軍後見職を免じられ、禁裏守衛総督・摂海防御指揮に朝廷から任命された。五月二七日に慶喜の家臣原市之進から洛内で練兵訓練をする許可願を武家伝奏に差し出したとする連絡が会津藩の公用人に

入った。⁽²²⁾

【史料三】

今般 御守衛総督摂海防御指揮等被 仰付候処、右者攘夷鎖港之 御趣意今被仰付候 御守衛之儀二付、武備充実ニ可仕者勿論之儀ニ御座候間、以来日々練兵稽古可為致、就而者大小炮之儀者当今第一之要器ニ付、専らニ相用候儀ニ付、貫目以上大炮之儀屢空砲筒私等火入之儀不仕候半而者差支候儀御座候、然処是迄於洛内大炮打方之儀者難相成御定之趣ニ承知罷在候共、取類稽古仕候ニ者其度々貫目嵩之炮器、洛外遠方江運転仕候儀者如何ニも煩勞ニ不堪、兵士共徒ニ奔走ニ勞候儀ニ付、自然其辺より懈怠可相生与心配仕候儀ニ御座候間、此段御賢察御座候而於洛内大炮打方之儀 御許容被成下候様仕度此段奉願候以上

五月

一橋中納言

この【史料三】から読み取れることは、禁裏守衛総督・摂海防御指揮とはその名前からも明らかのように京都守護職と同じく「帝都」防禦を全うしてこそ初めてその正統性を得られるということである。その戦闘の主役は「大小砲」小銃と大砲であり、空砲を撃つなど「火入」の訓練が求められた。しかし洛内で大砲を撃つことは禁じられていた。洛外では許されていたが

重量ある武器等を運搬するのは簡単ではなく、現実的ではない。そのため洛内で大砲を撃つことを許してもらいたいというのが慶喜の請願であった。【史料三】に拠れば新選組が元治元年五月以前に洋式訓練を行なっていた可能性は低い。また同年七月一九日に勃発した禁門の変でも洋式銃器を使用していないこともその証左であろう。

最初に新選組が洋式訓練を行なっていたと推測される史料は、元治元年一〇月九日付近藤勇・佐藤彦五郎宛土方歳三書状である。⁽²³⁾ ここには「一局一同砲術ちふれん不残西洋ツ、致候而毎日仕候間、おふひに此程よろしく相成、長門魁茂可相成与奉恐悦おり候」とある。土方によれば新選組全員が西洋銃の訓練を毎日行なっており、大いに上達した。長州征討の先鋒も務まると喜んでいるということになる。この文章を額面通りに受け取れば新選組の洋式訓練は高い練度を持っていたことになるが、これは信じられない。禁門の変直後から始めたとしても二か月ほどしか経過しておらず、ここまで高度な訓練を行なえるはずはない。おそらく土方は未熟な訓練しか行なっていないことを当然熟知している近藤に向かって、冗談を書いたと考えるのが自然であろう。しかし訓練を行なっていなければ冗談にさえならない。禁門の変直後の元治元年八月「軍制を改革し、銃

砲洋式を主とし、大いに鴨東の邸地に訓練せしめけり。肥後守の素志、漸く達するを得たり」と会津藩は洋式訓練を開始している。⁽²⁴⁾ 新選組の訓練もこれに呼応して開始された可能性は高い。しかしその詳細は不明というしかない。

その次に新選組の訓練について確認できる史料は次の【史料四】である。⁽²⁵⁾

【史料四】

(端裏書)

「松平肥後守家来差出書付写」

肥後守預新撰組之者共、毎月一・六・三・八大小銃致稽古候
二付、硝石百斤、鉛拾貫目ツ、月々御渡被下度願出候間、
御渡二相成候様仕度奉存候以上

松平肥後守内

三月

手代木直右衛門

手代木直右衛門は諱は勝任、文久三年八月に京都に行き、後に公用人となった。⁽²⁶⁾ この【史料四】によれば新選組が毎月一・六・三・八がつく日、つまり一月に一二日、「大小銃稽古」、つまり小銃と大砲の稽古をするので、一月につき硝石一〇〇斤・鉛一〇貫目ずつ下げ渡して欲しいという内容である。後掲史料から年代は元治二年〓慶応元年(一八六五)、差出先は京都所司

代松平定敬であることが判明する。

ここで元治二年三月前後の時代背景について外的側面と内的側面の二面から考察したい。まず外的側面について。先述したように元治元年三月二十五日に一橋家当主徳川慶喜が禁裏守衛総督・摂海防禦指揮に、桑名藩主松平定敬は元治元年四月一日に京都所司代に就任した。そしてこの両者と会津藩は同年七月一日の禁門の変を画期として、権力体として紐帯を強めた。

そのことと関連してか、会津藩は幕府から警戒され、約束した幕府からの手当が停止された、それが再開されたのがこの元治二年三月末である。そして一会桑権力は慶応元年四月から閏五月にかけて朝廷の掌握をほぼ終えた。つまりこの時期は一会桑権力が安定した時期であり、配下の勢力を充実させる絶好の機会だったのである。また新選組の姉妹団体とでもいべき新徴組も、同年三月から洋式訓練を始めているし、会津藩も慶応元年六月二八日から三〇日間、「洋式銃陣稽古」を行なっている。⁽²⁰⁾ 新選組の洋式訓練もこのような動向と関連して考察すべきであろう。

内的側面としては元治二年三月一〇日に新選組は結成以来屯所を置いていた壬生を離れて西本願寺に移動している。⁽²¹⁾ 訓練はここで行なわれたのであろう。そして手代木の願がどうなった

かは【史料五】に詳しい。⁽²²⁾

【史料五】

(端裏書)

「新撰組之者共合葉・鉛・雷管渡方之儀申達候書付

四月廿六日到来

松平越中守」

新撰組之者共毎月一・六・三・八大小銃稽古致し候付、硝石百斤・鉛拾貫目ツ、月々相渡候様願出候間、松平肥後守家来書付差出候付、御取締懸江相達為取調候処、右者巨細之内訳難相分、則右家来江承合候処、別紙之通差出候、全体於其御地火葉等御渡方之規則茂有之哉二而自然右規則より過当之渡方二而者可然与者難申、殊新撰組江御貸渡大小銃員数不相弁候付、御武具奉行江承合候処、ケール御筒五拾挺拜借之儀肥後守合相願候処、右御筒御備無之候付、今般御模様替之五匁玉御筒三拾挺内渡残式拾挺者近々可相渡積之旨申聞候、旁一応各様江申聞否被御申越之趣を以相達可然候得共、左候而者往復日数茂相掛即今稽古に茂差支可申哉二付、先ツ合葉・鉛・雷管共申立高之三分一、此節立替相渡追而被御申越次第差引之積を以渡方可取計旨御武具奉行江申渡、肥後守家来江茂相達、右之趣者早々各様江申

達可然哉二申開候、則御取締懸申開候通夫々江相達置候間
早々被御申越候様致度、依右家来差出候書付写老通、御取
締掛差出候書付老通入御披見、此段申達候以上

四月十六日(慶応元年)

この【史料五】によれば、先の手代木の願は京都所司代(桑名藩主松平越中守定敬)で検討された。おそらく火薬などに関する新選組の願は、京都守護職から京都所司代を経て、江戸の公儀に上げられたのであろう。所司代では火薬等の渡し方の規則を超過しては問題であり、そもそも新選組が小銃や大砲をどれほど拝借するのか知らなければならなかった。そのため武器奉行に問い合わせた。それによれば「肥後守」(容保)からは新選組に対してゲベル銃(前装滑腔銃、ミニエー銃よりは低性能)五〇挺を要求されたが、備えがないので下げ渡さないといいことであった。「今般御模様替之五匁玉御筒」は合計三〇挺引き渡すとしている。これについては後段で触れる。所司代ではこの武器奉行の答申を受けて、要求額の三分の一の「合薬(火薬)・鉛・雷管」の立替を武器奉行に申し渡した。江戸の許可を待っているのは当座の訓練に差し支えるためである。

この【史料五】からは、以下のことが指摘できる。まず新選組が訓練で消費する火薬等は所司代が仲介して江戸と交渉した

こと、会津藩は新選組の洋式武装化に積極的だったこと、そして雷管も下げ渡ししが申請されていたことである。この点については【史料六】でも確認できる。³³⁾

【史料六】

(端裏書)

「松平肥後守家来差出候書付写」

肥後守預新撰組之者共毎月一・六・三・八大小銃致稽古候付、
合薬并鉛・雷管御渡被下度旨申達候処、江戸表往復日数茂
相掛り、即今稽古差支可申候に付申立高之三分一、此節立
替渡方之儀御沙汰ニ相成候処、此度新撰組五拾人余人員相
増、右御渡ニ而者何分稽古ニ茂不相成、不足之旨其余御渡
品等之儀尚又別紙書付之通願出候間、御渡被下度、此段御
武器奉行衆江至急ニ御沙汰被成下候様仕度奉存候以上

松平肥後守内

五月(慶応元年)

野村佐兵衛

野村佐兵衛は会津藩の公用人で、軍事奉行も勤めたことがある、会津藩軍事部門の中心人物である。³⁴⁾【史料五】で述べられているように、「合薬并鉛・雷管」の三分の一の早期下げ渡しが決まったが、野村はそれでも足りないという。それは新選組に五〇余人の増員があったためである。土方歳三・斉藤一・伊

東甲子太郎が江戸に隊士募集のために下り、慶応元年四月、その成果として五〇人余の新入隊士を得たのである。³³⁾ そのため物資が不足するのでさらに下げ渡して欲しいという内容である。この一連の結末は「史料七」に明らかである。³⁴⁾

【史料七】

(如裏書)

「新撰組之者合葉并雷管・鉛・火繩等渡方之儀申達候書付

閏五月廿九日到来

松平 越中守 一

松平肥後守御預新撰組之者共、毎月一・六・三・八大小銃稽古致し候に付、合葉并雷管等渡方之儀最前申立高之三分一相渡候段者先便申達置候、然ル処此度五拾人余人員相増、右之渡方ニ而者不足ニ付、猶又別紙之通合葉六拾貳貫五百目・鉛貳拾五貫目・火繩百輪・雷管一万箇・具足百三拾領・大銃五挺・ケヘル三拾挺、先々相渡候品今引替、尤損所茂有之候者手入ニ相成候様致度旨、右家来書付差出候付御取締懸江相達為取調候処、右者渡方有無御武具奉行江承合候処、御具足御貸渡之儀者当時御有物古製丈夫向専ら之拵目重ニ而進退不自由ニ付、先般御模様替御修復之儀伺濟ニ而当時取調中故差向御貸渡可相成御品無之、大銃之儀者此

程大坂表より相廻り候御筒車台御修復之上、松平肥後守江相渡之員数ニ寄候儀ニ而申立之挺数渡方差支有無難差定、ケヘル者此程漸一小隊分出来相成候而已之儀ニ而諸向御貸渡願出候向々江茂御渡方無之由、尤当時新撰組江御貸渡有之候和銃御模様替御筒損所出来之分者御下知次第手直し致し相渡候敷、又者同様之御筒を以引替候心得之旨申聞、且又合葉并鉛・火繩・雷管等之儀者最前合葉等請取度旨申立之節火葉等御渡方於其御地御規則茂可有之、自然右御規則より過当之渡方ニ而者可然旨者難申一応各様江申達被御申越候趣を以否相達候方ニ候得共、左候而者往復日数茂相掛即今稽古ニ茂差支可申哉に付先づ合葉・鉛・雷管共申立高之三分一立替相渡追而及沙汰候上差引之積を以渡方可取計旨御武具奉行江申渡、肥後守江茂相達、前書之趣者早々各様江申達可然哉之段当四月取調候儀ニ有之候、然ル処其節与者新撰組人員茂相増候趣ニ付、合葉・鉛・火繩・雷管者最前之振合ニ准、此度申立高之三分一立替相渡、追而及沙汰候上差引之積を以、渡方之儀御武具奉行江申渡、肥後守家来江茂相達候上、各様江申達置具足・大銃・ケヘル之儀者何れ茂各様江申達被御申越之趣を以否相達候方可然旨申聞候付至極尤之筋ニ有之候写、右取調候趣を以夫々江

相達候、則石家来差出候書付式通入御披見候否御申越候様致度此段申達候以上

閏五月廿一日

この【史料七】によつて「合葉六拾貳貫五百目・鉛貳拾五貫目・火繩四百輪・雷管一万箇・具足百三拾領・大銃五挺・ケヘール三拾挺」を会津藩が要求したことが判明する。この内具足は「進退不自由」のものしかなく、大銃（大砲）は大坂表の車台を修復の上、会津藩へ渡す数を勘案して引き渡すかどうか決める、ゲベル銃は一小隊分のものしか用意がなく、不足しているので引き渡せないとしている。合葉・鉛・火繩・雷管は三分の一を立て替えて引き渡し、具足・大銃・ゲベル銃は結局は下げ渡されなかった。

ここで奇妙に思えるのは、ゲベル銃の下げ渡しが生現していないのに、雷管の下げ渡しが生現していることである。これは「御模様替御筒」とは火繩銃から「管打」へと改造された銃だからではないだろうか。【史料五】の「今般御模様替之五匁玉御筒」も同じである。火繩も下げ渡されているのだから火繩銃が存在したことは明らかだが、一部が「管打」に改造されていた可能性はあろう。

本章をまとめると新選組の訓練は禁門の変までは確認できな

い。元治元年一〇月には何らかの訓練が行なわれていた可能性はあるが、その詳細は不明である。慶応元年三月以降は、一會桑権力の政治的位置の上昇によつて会津藩はゲベル銃を用いた洋式訓練を新選組が実施することを支援する。会津藩にすれば、武器は勿論新選組の訓練用物資は公儀が支給するので、藩の財政負担になることはない。財政上の理由で洋式武装化が停滞していた会津藩にすれば、自らの懐を痛めずに配下の武装が強化されるなら、これほど望ましいことはないであろう。

第三章 慶応元年後期以降の新選組の状況

慶応二年正月、壬生寺地藏院は朝廷の大侍典・大乳母の家臣に新選組の訓練についての苦情を上申している。新撰組は新しく壬生寺で訓練を始めたのである。この願書は武家伝奏飛鳥井雅典・野宮定功の雑掌にも内々に届けられた。野宮の雑掌木下右兵衛大尉は先述の野村佐兵衛に申し入れるとしている。

壬生寺の苦情は以下の通りである。慶応元年九月に壬生寺の境内を新選組の「兵法訓練所」として借り受けたいという申し込みがあった。壬生寺が断ると「奉行所」から呼び出され、新選組の要求を受け入れるように命じられた。ここからわかるよ

うにこの訓練は新選組の意思というより、一会桑権力の意思というものが適当であろう。そもそも勅願所である壬生寺で訓練が行なえるということは、一会桑権力の朝廷掌握という状況を受けてのことだと考えるのが自然であろう。

この願書から判明することは、壬生寺における訓練日の増加である。従来四と九の日、つまり一月につき六日だったが、慶応二年正月からは二・六日を加えて月一二日にするという申し込みがあった。もう一つは「大炮」の使用が確認できることである。「大炮之響」で「戸障子天上板迄破損」したというのだが、空砲射撃が行なわれたことは間違いない。前述の訓練だけでは不足だったので壬生寺でも訓練が行なわれたということであろう。訓練は強化される方向であったことは間違いないであろう。これは次の【史料八】でも確認できる。

【史料八】

(端裏書)

「 写

松肥後守殿家来差出候書付本紙

小栗下総守 「

(裏貼紙)

「御勘定ニ御下ケニ不及」

覚

一ケベール五匁 廿五挺

壹匁貳分五厘宛 壹人毎拾五発

此合薬四百六拾八匁七分五厘

一ケベール八匁 拾八挺

貳匁五分宛 壹人毎拾五発

此合薬六百七拾五匁

一和拾匁 廿五挺

四匁宛 壹人毎拾発

此合薬壹貫五百匁

一大銃 貳挺

三拾五匁込 壹挺毎二拾六発

壹ケ度入用

合薬ノ三貫七百五拾三匁七分五厘

練兵隔日 火入一六三八 壹ケ月

十二ケ度之内角前三ケ度

壹ケ月分

合薬 四拾五貫四拾五匁

此斤百八拾斤壹匁八厘

雷管 五千箇

右之通入用ニ御座候得共、臨時差支・雨天休日之見込ニ而合葉百斤願出候、鎗之儀は一度御下ヶ渡ニ相渡候ハ、右鎗用切ニ相成候上、又々可願出候間、毎月合葉百斤・雷管五千箇宛御下ヶ渡奉願上候以上、

三月廿九日

近藤 勇

御公用方様

【史料八】は新選組局長近藤勇から会津藩公用方に提出され、そこからおそらく京都所司代を経由して公儀の勘定所に提出されたと思われる。端裏書の小栗下総守とは諱は政寧、慶応元年一〇月一六日に勘定奉行勝手方に就任し、慶応四年正月二八日に罷免されるまで在職した。⁽³⁹⁾ 【史料八】の作成年代は当然慶応二か三年ということになる。

この時点では新選組の武装は慶応元年前半より大幅に強化されていることがはっきりする。まず当該時期には貸与が確認されなかったケベル銃を、五匁二五挺、八匁一八挺と合計四三挺も所持している。また「大銃」も二挺所持している。「和」、つまり和銃も二五挺所持している。火繩の要求はないので、改造和銃の可能性もあろう。また訓練の日程も慶応元年前半では月に一二日であったが、【史料八】では隔日、つまり月一五日に増加している。近藤は「毎月合葉百斤・雷管五千箇宛」を恒

常的に下付してもらいたいと願っている。近藤らしい合理的な嘆願だが、ここからは拡大した洋式訓練の安定化を期したいという要望が察せられる。新選組の責任者近藤勇にとっても洋式訓練は重要だったのである。

では新選組の洋式訓練とはどのようなものだったのであろうか。新選組隊長山崎丞のものともしき『取調日記』に訓練の様子が記されている。⁽⁴⁰⁾ この日記は慶応元年五月から記載され始めている。先掲の【史料四】から【史料七】でも明らかのように、新選組で訓練が本格化したのがちょうどこの時期である。

部隊編制は一個大隊＝八個小隊の編制で小荷駄隊一個小隊がこれに加わる。一個小隊は小隊長一名に伍長二名、平隊士一〇名の合計一三名が基本であった。小隊長は沖田総司・永倉新八・井上源三郎・藤堂平助・原田左之助・斉藤一・武田観柳齋・谷三十郎・伊東甲子太郎の九名である。伍長は二列縦隊になった一列分五名を統率しようである。この編制は同時期の八王子千人同心の砲隊（洋式銃隊）と同じ構造である。⁽⁴¹⁾ ただ千人同心の場合は小荷駄隊はなく、一個小隊は三〇数人である。しかし基本的な構造は変わらず、新選組の編制は他の洋式部隊に比べても遜色のないものである。また「生兵（訓練兵）操ノ図」との文言もあり、「小隊右ヲ向ケ」等の号令や部隊運動の図も記

され、洋式訓練が行なわれていたことは明らかである。

おわりに

前述したように新選組の洋式訓練は元治元年後半には開始された可能性があるが、それが本格化するのには慶応元年後半からである。そして遅くとも慶応三年三月にはゲベル銃や「大銃」も装備する。この動向を後押ししたのが会津藩等の一会桑権力である。彼らにとって「帝都」の防衛は自らの権力維持に必須の条件であり、公儀の経費でそれが賄える新選組の洋式化は「渡りに舟」といつてもいい事態だったのである。

ここであるべき批判を防遏しておきたい。それは「洋式化と」いつても新選組の場合はいせいでいせいでゲベル銃であり、長州藩諸隊が装備していたミニエー銃とは性能が格段に劣位である。研究の意義があるのか⁽⁴³⁾という批判である。ゲベル銃とミニエー銃の比較はその通りである。しかしこのような批判は当時の畿内軍事空間を捨象した意見である。

元々会津藩の京都守護職就任に当たっては、將軍の畿内常住が前提であった。そして慶応元年からはそれが実現する。大坂城には慶応元年閏五月に講武所が開設され、そこでは洋式部隊

を含めた幕府直屬軍の諸隊が、頻繁に訓練を繰り返した⁽⁴⁴⁾。これには容保も姿をみせている。その中核ともいえるミニエー銃を装備した幕府歩兵隊は、第二次長州征討で長州藩諸隊と互角以上に戦ったと評価されている⁽⁴⁵⁾。

新選組の洋式装備は確かに長州藩諸隊に比すれば劣等であるが、最精銳の幕府歩兵隊も畿内には存在し、新選組が無理にでもミニエー銃を装備する必要はないともいえる。費用対効果という点ではゲベル銃装備の方が合理的であったと評価することもできよう。刀槍隊も条件によっては効果的に戦えた時代である。要するに新選組の洋式軍備については幕府軍を中心とした畿内の軍事空間全体のなかで位置づけなければ正当な評価はできない。この点は今後の課題であり、頂点的な藩の頂点的な軍備だけではなく、広く諸藩の軍備状況を踏まえて始めて結論が出るであろう。

また洋式訓練の研究は上記のような直接的な検討に留まるものではない。最後にこの点を指摘して研鑽の広表を押し広げたい。山内進はゲルハルト・エストライヒによるユストゥス・リプシウスの研究に拠って、「初期近代にヨーロッパの人と国家は合理的に紀律化されたのである。ヨーロッパが他文明を實力において圧倒するのは、まさにこの時からである」と指摘し

た。⁽⁴⁶⁾ その「合理的紀律化」の核心は「軍事革命」であり、それはヨーロッパ近代化の核心でもある。そして「軍事革命」には合理的軍隊運動を可能にする教練は必須であった。一方江戸時代は、朝貢貿易システムの下で成立した「徳川の平和」に規定されていたため、「紀律化」はむしろ儀礼面で進展した。幕末期の洋式教練の開始はそのような構造が軍事的に展開していく端緒で、日本の近代を考える上で重要と考えていいのではないだろうか。軍事史家ジョン・キーガンは軍事教練に関して、「それは単に戦術的有用性にとどまらず、振付動作をさらうこと、儀礼をともに行うこと、そしておそらく美しいものを作ることの喜びを意味する」と書いている。⁽⁴⁷⁾ 身体を使用した「合理的紀律化」された。パフォーマンズを通じて人々は表象と一体化する。近代天皇制は、軍隊のみならず、学校で、駅で、宮城前広場で行なわれた同様のパフォーマンスに支えられていく。

- 注
- (1) 家近良樹『幕末政治と倒幕運動』(吉川弘文館、一九九五)。
 (2) 馬部隆弘「京都守護職会津藩の京都防衛構想と楠葉台場」(『ヒストリア』第二一〇六号、二〇〇七)。同「京都守護職会津藩の京都防衛構想とその実現過程」(『城館史料学』第六号、二〇〇八)、「特集幕末京都

- 口の関門―枚方・楠葉台場跡」収録の諸論考(『ヒストリア』第二一七号、二〇〇九)。後藤敦史・高久智広・中西裕樹編『幕末の大阪湾と台場』(戒光祥出版、二〇一八)。
 (3) 宮地正人「歴史のなかの新選組」(岩波現代文庫、二〇一八、原著は二〇〇四)は例外的な貴重な成果である。
 (4) 大石学『新選組』(中公新書、二〇〇四)。
 (5) 長倉絵梨子「京都守護職の成立」(『学習院史学』第四九号、二〇一一)。
 (6) 門馬建「京都守護職の創設前史」(佐々木寛司編『近代日本の地域史的展開』、岩田書院、二〇一四)四二頁。
 (7) 日本史籍協会編『会津藩日記録』一(東京大学出版会、一九六九)一頁。
 (8) 注(7)書、一五五―九五頁。
 (9) 『会津藩日記録』四、八七―九〇頁。
 (10) 『幕末会津藩往復文書』上巻(会津若松市、二〇〇〇)三五八―九五頁。
 (11) 『会津藩文書』(国書刊行会編『史籍雑纂』五、統群書類従刊行会、一九七四、三六七頁)。
 (12) 注(11)書、三二六―三七頁。なお佐藤愛木「幕末期会津藩の富国強兵構想と海認識の変化」(松尾正人編『近代日本成り立ちの研究』地域編、岩田書院、二〇一八)によれば、「カルレイマン」はカール・レイマン、プロイセンの商人である。
 (13) 庄司吉之助『京都守護職と会津藩財政』(歴史春秋社、一九八一)一〇六頁。
 (14) 新田美香「京都守護職に対する幕府の財政援助」(『お茶の水史学』第四五号、二〇〇一)。
 (15) 馬部隆弘「京都守護職会津藩の地方支配」(『史叢』第一一号、二〇一三)。
 (16) 注(7)書、三三五―三八頁。
 (17) 新選組については、拙著『明治維新に不都合な「新選組」の真実』(ベ

- ストセラーズ、二〇一九）で論じたが、一般書であるため多くの史料を省略せざるを得なかった。そのため本稿ではできるだけ多くの史料を掲げたい。
- (18) 「文久三年六月六日 浪士惣代芹沢鴨・近藤勇建白書」(『図録日野宿本陣』、日野市、二〇〇四) 三七～三八頁。
- (19) 芹沢の出自等については、酒井右二「芹沢鴨と天狗党佐原騒動」(『新選組京都の日々』、日野市立新選組のふるさと歴史館、二〇〇七)に拠った。
- (20) 松浦玲「新選組」(岩波新書、二〇〇三) 二一～三頁。
- (21) 「八王子千人同心井上松五郎 文久三年御上洛御供旅日記」(日野の古文書を読む会研究部会、一九九八) 四九頁。
- (22) 『会津藩庁記録』五、二四九～五〇頁。
- (23) 『武相自由民権史料集』第一集(町田市立自由民権資料館、二〇〇七) 一六五頁。なお、元治元年一〇月は推定。
- (24) 北原雅長『七年史』上(臨川書店、一九七二、原著一九〇四)「甲子記三」五七頁。
- (25) 国立公文書館多聞櫓文書27408。
- (26) 家近良樹編『稽徴録』(思文館出版、一九九九) 二二五頁。
- (27) 注(1)書、六二頁。
- (28) 注(1)書、八八頁。
- (29) 西脇康編著『新選組の真実にせまる』(文学通信、二〇一八) 二二六頁。
- (30) 北原雅長『七年史』下、「乙丑記上」 九八頁。
- (31) 注(3)書、三一～一頁。
- (32) 国立公文書館多聞櫓文書27406。
- (33) 国立公文書館多聞櫓文書27403。
- (34) 四十栄貞憲「幕末期会津藩家臣団における公用方の位置」(『国史学』第一九六号、二〇〇八) 一三一頁。
- (35) 菊地明他編『新選組史料大全』(KADOKAWA、二〇一四) 三三四～六頁。
- (36) 国立公文書館多聞櫓文書30704。
- (37) 注(23)書、一六八～九頁。
- (38) 国立公文書館多聞櫓文書29866。
- (39) 「柳宮補任」二(東京大学出版会、一九六三) 五五頁。
- (40) 山崎丞「取調日記」(注35書収録)。
- (41) 拙稿「八王子千人同心からみた第二次長州征討」(岩橋清美他編『幕末期における八王子千人同心と長州征討』(岩田書院、二〇一九)。
- (42) 銃の性能については、浅川道夫「戊辰戦争における陸軍の軍備と戦法」(奈良哲三他編『戊辰戦争の新視点』下、吉川弘文館、二〇一八) 参照。
- (43) 川崎讓司「幕末大坂の防備と大坂講武所の創設」(『史泉』第一二四号、二〇一六)。
- (44) 宮澤歩美「八王子千人同心における洋式軍隊化の実態」(注41書に収録)。
- (45) 熊沢徹「幕府軍制改革の展開と挫折」(『日本近現代史』一、岩波書店、一九九三)。
- (46) 山内進『新ストア主義の国家哲学』(千倉書房、一九八五) 三二七頁。
- (47) ジョン・キーガン(高橋均訳)『戦場の素顔』(中央公論新社、二〇一八、原著一九七六) 三六～七頁。

【付記】

本稿は二〇一九年度サバティカル休暇の成果の一部である。